

特240

123

軍國主義國防意識の克服

—(倫敦條約と統帥權問題)—

細川進一著

東京 學文路社 發行



* 0055801000 *

0055801-000

特240-123

軍国主義国防意識の克服

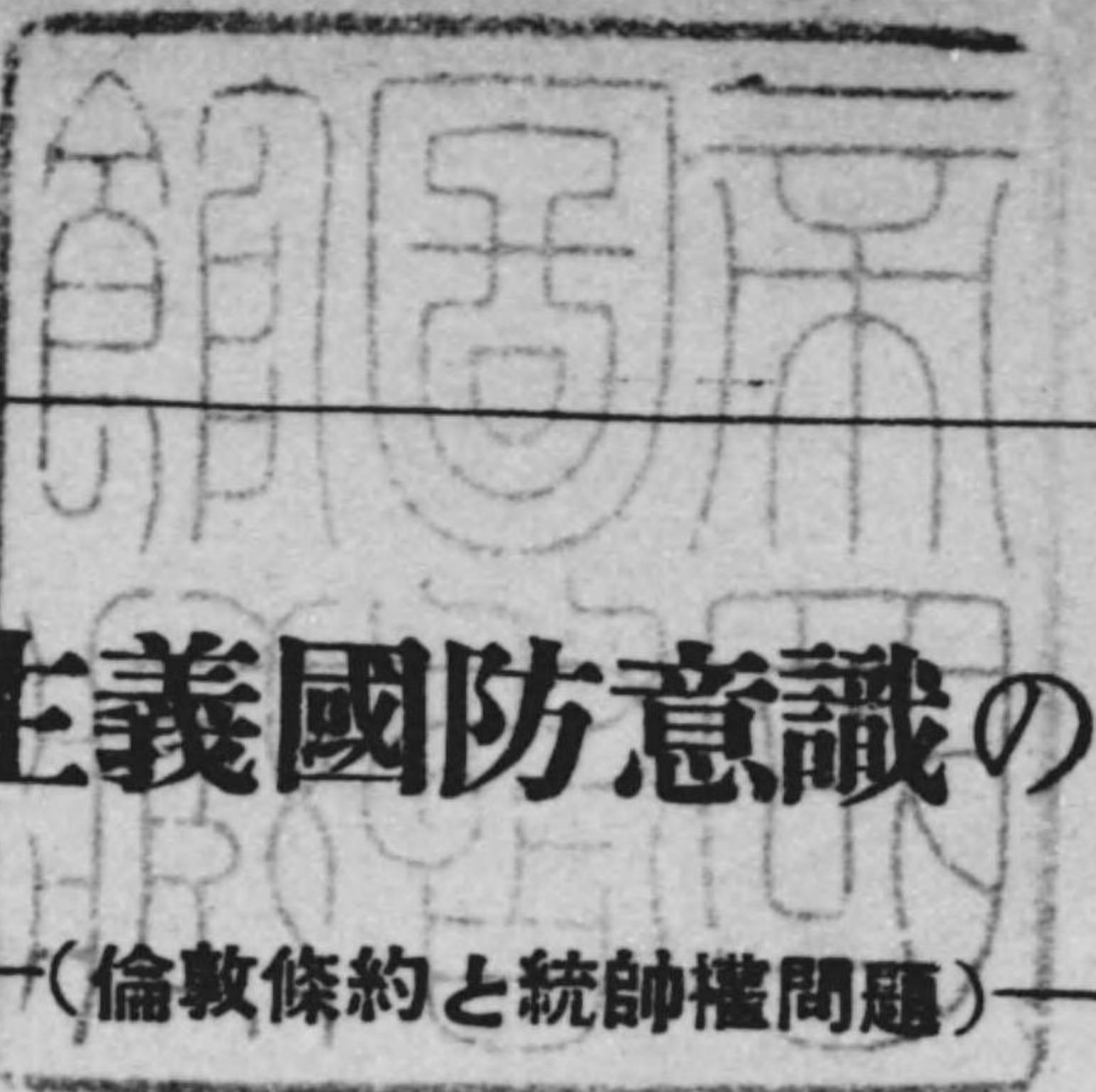
細川進一・著

学文路社

昭和5

AJB

附240
123



軍國主義國防意識の克服

—(倫敦條約と統帥權問題)—

細川進一著

著者寄贈本

東京 學文路社發行



自序

私は軍事に關しては全然素人である。この小著は、もとよりその素人論にすぎない。併しながら、現代はこの素人論を輕視するを許さぬ。

この小著に於ける私の目的は、ロンドン條約や統帥權問題の批判にあるのではない。一つの指導原理を提案しやうとするにある。

私は、將來の國際軍縮協定には、哲學的イデオロギーが重大なる役割を演じなければならぬと信じてゐる。現在の各國の國防意識の上に、この新らしいイデオロギーに基く革命が行はれざる限り、私共は戰爭への奉仕から身を退くことは出來ない。

從來のこの種の會議は、専門家的科學的見地に立脚して終始してゐた。然るに這般のロンドン會議を一機縁として、それが新形式に向つて方向を轉換しや

うとしてゐる。軍縮の政治的協定といふのがそれだ。軍縮の政治的協定が成立するといふことは、素人の軍縮論が採用されることである。それこそ舊式國防意識の清算を意味するものでなくて何であらう。

再開される一九三五年以降の軍縮會議に於て、恐らくその根底をなすものは太平洋を中心とする列國の政治協定であらう。この小著に於て、私が萬國の同志に訴へやうとする帝國主義國防觀念の修正も、不明瞭ながら追々と近づいて来るであらうこと信じて疑はない。

昭和五年初夏

於東京市外世田ヶ谷の偶居

細川進一識

目 次

第一部 ロンドン會議と日本	一
第一 ロンドン會議の概観的成果.....	一
第二 ロンドン會議の實質的成果.....	七
第三 國家豫算と軍事費.....	一〇
第二部 軍國主義國防意識の克服	一七
第一 統師權問題の重大性.....	一七
第二 軍國主義國防意識の克服.....	二五
第三部 結 語	三三

軍國主義國防意識の克服

細川進一著

第一部 ロンドン會議と日本

第一 ロンドン會議の概観的成果

一九三〇年四月二十二日の朝、セント・ジエムス宮を取りまく濃霧やうやくぬぐはれ、寒冷次第に去つて春光うらゝかに、人々は五國海軍制限會議の世界平和への熱望を祝福した。

この日、ロンドン海軍條約は、世界平和主義運動を具現してその光輝ある成立を遂げたのである。しばらく決裂の危機におびやかされながらも、前後三ヶ

月の會期中日本は重大なる役割を演じて條約の成立に粉骨碎身した。

ロンドン會議は、その目的たる軍備制限の或る程度の成果を收めた。現前各國政府に依つて代表せられてゐる國防意識の下に於ては、この程度以上の條約の成立を期待することは極めて困難であらう。はたせるかな日本に於ては、その參加せしめたる全權委員の政治的交渉の結果に對して重大なる批判を加へらるるに至つた。それは日本の有する國防意識の展開の度合が大體に於て二類に進みつゝあることを立證するものではなくてはならない。一は軍國主義國防意識の強制であり、一は軍國主義國防意識の克服の進展である。日本の所謂對米七割原則は表面上僅に二厘五毛を割つたが、軍國主義國防意識下の批判に於ては、それは忽ち國防の脅威である。従つてロンドン會議に於ける日本の讓歩は直ちに政府の交渉の失敗であると斷せられる。私は茲に直に、斯くの如き斷案の本流に對して検討を加へやうとするものではない。それは後段に於て私が全

國の同志に訴へやうとする舊式國防意識——軍國主義國防意識——の清算の要求の言葉に依つて、讀者は自から諒解せらるゝであらうと信するからである。

それにしても、ロンドン會議は、はたして一部の人々の謂ふが如き失敗に終つたか？なるほど同會議が思ひ切つた補助艦總トン數の低減を行ひ得なかつた結果、財政的成果に於て少からず不満足の點はある。併しながら國際政治の進歩は國際道德の進歩と同じく堅實であると共に遲々たるを免れぬ。軍備縮小の如き問題に於ては特に然りである。過去に於ても、ニコライ二世が軍縮の目的を以て招集した第一回ヘーベ平和會議は會議の最後まで少しも軍縮の實際に觸れずして幕を閉ぢ、世界大戰後成立した國際聯盟の軍縮委員會は單に協議に終り、ジュネーヴ三國會議も何等の收穫なくして閉會した。その間僅に成立したと謂はるるワシントン會議も單に主力艦協定を成就せしめたに過ぎなかつた。敢て今回の會議のみをとがむるを得んやである。若し萬國の識者が、この

ロンドン會議の不完全に刺激せられて、國際平和運動の徹底——國際間の誤解乃至疑くの掃蕩——に努力するところあらば、ロンドン會議の概観的成果は寧ろ足れりとせねばならぬ。况やこの條約が一九三六年を期限とすることを明記し、且つ若槻全權が最後の總會に於て、本條約の期限後日本の立場は何等の拘束をも受くるものではないことを力説し、重ねて日本の立場を明かにせる聲明書を發表することに依つて特別の考慮を拂つたことを思へば、私は、寧ろ、日本がこの會議の成立の爲に讓歩したことを賢明だと信する。世界の爲にも日本の爲にもこの會議がこの結果を以て終つたことを喜びたい。

最後の總會に於ける若槻全權の聲明書なるものの全文は實に次の如きものであつた。

「日本が今回の會議に於て戦争の永久絶滅を基調とせる不戦條約の崇高なる精神に則り、海軍々備の縮減 關する協定の締結に依り各國間平和友好の關

係を確立するの最も緊要なるを思ひ、全力を盡して今回會議の成立に努めたることを茲に述ぶるは予のきん幸とする所なり。然れども軍備制限に關する協定の締結に當りては國防の安全を充分に考量せざるべからざるや論を俟たず。帝國政府の方針は常に國土を防衛し極東に於ける一般平和維持の責務を遂行するに足るべき最小限度の海軍力を維持するを主眼とせるものにして、日本海軍は如何なる意味に於ても他國民に懸念を與ふるが如きものに非ざることは會議内外に於て予のしばく述べたる所なり。斯くの如き帝國の態度は將來と雖も何等異なる所なかるべく、從つて若し今回の條約にして將來久しきに亘る事態を律せんとするものなるに於ては、日本國民はその國防に關し不安の念を抱くことなきを保し難きも、現協定は一九三六年までの間關係各國を拘束するに止まり、以後各國の保有すべき海軍力に至りては次回會議に於て改めて考慮せらるべき趣旨なるに鑑み、日本はこの種條約の締結が必

然國民の安全感を強固ならしむべしとの確信に基き、且つ熱烈なる平和促進

の希望と交譲妥協の精神よりしてきん然本條約に承認を與へたる次第なり。

今回協定せられたる我兵力量に八インチ巡洋艦の保有量及び「オブシヨン」の権利行使の場合に於ける保有總トン數は、本條約有効間後何等制限を受くるものに非ずして、本條約の規定は次回會議に於ける我國の立場を何等拘束すべきものに非ざること關係各國間に明瞭なる諒解ありたるは帝國政府の重要視する所なり。予はいま一言加ふる所あらんとす。今や末曾有の大事業成就せられ、その結果人類史上始めて一切の重要な軍艦が制限の下に置かるることとなりたるなり、即ちワシントンにて賄れたるもののがロンドン、於て收穫せらるるに至りたるものなり。本條約が平和と人類進歩との途上に於ける不滅の歴史的紀念塔たるべきは疑ひを容れざる所なり。本條約は實に參加各國に依り發揮せられたる卒直友好なる協力の精神を體現するものにして、

これに依り有害なる競争と猜疑とを絶滅することとなるべし。予は本條約が國際間の協調親善を増進し、よつて以て今後軍備縮小の偉業を促進すべき良好なる雰圍氣を各國間に醸成すべきものなることを確信するものなり。一

第二 ロンドン會議の實質的成果

その概観的成果にして既に右の如きロンドン海軍制限條約は、更に實質的には將來の各國海軍力の決定に對して重要な答辯を與へてゐる。それは何であるか。即ち條約を大局的に見ると、その代艦建造延期と廢艦斷行が、今日海軍費の半分を喰ふ一隻建造費九千萬圓乃至一億圓の主力艦全廢の氣運に向ひつゝあるを觀取し得ることだ。軍國主義國防意識の旗の下には危險なる讓歩であるとの非難を受けてゐるロンドン會議の實質的成果は果して不當のものであるかロンドン會議の實質的成果として數へらるる主なるものは、英佛妥協、潛水艦使用制限宣言及び前記の主力艦の代艦建造延期乃至廢艦斷行協定の成立等で

ある。就中、大正十一年二月ワシントン海軍制限條約第二章第三節に依り明年即ち昭和六年から開始せらるべきイギリス、アメリカ、日本の主力艦の代艦建造を昭和十一年まで中止せしむるに至つた一事に至つては、萬國共に祝福すべき大功績と謂はなくてはならない。若しロンドン會議にして不幸妥讓の實擧らず決裂せるに於ては、日本が來年から支出せねばならぬ主力艦建造費は實に左の如きものであつた。

(單位千圓)

六年	二二、〇〇〇	七年	四四、〇〇〇
八年	六六、〇〇〇	九年	八七、五〇〇
十年	八七、五〇〇	十一年	八七、五〇〇
十二年	八七、五〇〇	十三年	六六、〇〇〇
十四年	四四、〇〇〇	十五年	二二、〇〇〇

合計 七億八千九百萬圓

蓋し末曾有の財政的難局に當面してゐる日本が、更に賦課せねばならなかつたらうところの重稅を、ロンドン條約の効果的救濟に基いて五年間延期するを得たのである。更にイギリスは十三億圓以上を支出せねばならなかつたし、若し夫れ造艦費が日本に比較して約二割五分の高率にあるアメリカの支出額に至つては一層巨額たるを免れない。これ等の點を思ふと三國民は均しくこの新協定の恩惠に感泣せねばならない。

且つ、三國は事實問題として現存主力艦に減縮を加へた。即ちイギリスは現存主力艦中マルボロー、エムペラ・オブ・インヂア、ベンボー、タイガー等を廢棄し四十二萬二千八百五十トンとなり、アメリカはフロリダ、ユータ等を廢棄して四十三萬五千九十八トンとなり、日本は比叡を練習艦に移して二十六萬四千九百トンとなつた。右はワシントン條約より、イギリス十萬二千百五十トン

アメリカ八萬九千九百二トン、日本五萬百トンを減じたことになる。この隻數及びトン數の減少は、それだけの國費減少を意味する。アメリカに於ては大主力艦一隻を一ヶ年維持するに四百四十萬圓を要すると謂はれてゐる今日、この現存主力艦に減縮を加へたことが不當であるか否かは自から明白である。

私は、現前の日本は、未曾有の財政的難局に當面してゐると述べた。而してロンドン條約の結果を、この財政的見地から歓迎すべきであるとの意味を附加した。事實日本の現在の負擔力に對して、軍事費は毎年寧ろ不當なる巨額を要求してゐる。國民は氣息えんえんとして重稅に苦しんでゐる。何が故に軍備を縮小することが不當であるか。何が故にロンドン會議に於ける日本の交渉が失敗であるか。請ふ、しばらく國家豫算と軍事費に就て云はしめよ。

第三 國家豫算と軍事費

立憲政治は、一面に於て豫算の政治だと謂はれてゐる。豫算の政治は、最小

額の豫算を以て最大限度にこれを活用せしむることを使命とする。従つて、生産的な豫算の計上は豫算を活かすことであるが、不生產的な豫算の計上は豫算を活用せしむることが出來ない。逐年の日本の豫算面を見るに、この不生產的な豫算が、どれほど多額に計上され且つ費消されたことか。毎年豫算の四分の一乃至三分の一は、實に陸軍及び海軍の兩關係に於て費消されてゐるのであるこれを濱口内閣に見る。

濱口内閣は、年來の主張に基き徹底的整理緊縮を標榜して組閣された。従つて濱口内閣の豫算の下に於ける軍事費の割り込みも、歴代内閣のそれに對して比較的低率であると見るべきだが、それにして尙ほ且つ次の如き巨額の軍事費を發見するのである。

(但し濱口内閣の樹立した豫算は解散に因つて不成立となつたが、本來の精神を想起する便宜上その不成立豫算の數字を掲げる。解散に因らざれば

昭和五年度に於て實行せらるべき豫算であつた。)

即ち昭和五年度一般會計豫算を見るに、總額十六億八百七十七萬六千圓の中陸軍省は經常費一億八千百二十一萬九千圓、同臨時部三千百二十九万四千圓、合計二億一千二百五十一萬三千圓、海軍省は經常部一億五千二百十六萬六千圓、同臨時部一億一千百十四萬二千圓、合計二億六千三百三十萬八千圓で、陸海兩軍部のみに總計に於て實に四億七千五百八十二萬一千圓を計上してゐる。歷代内閣の何れも、この程度若しくはこれ以上の巨額を軍事に投じてゐたのだ。これを皇室豫算四百五十萬圓を除き、各省別豫算と比較して見れば、軍部が如何に巨額の豫算を喰つてゐるかに驚かざるを得ないであらう。

(單位千圓)

經 常 部 臨 時 部 計

外務省 一五、九二六 二、八二七 一八、七五三

内務省	四五、六三八	八八、四二一	一三四、〇六〇
大藏省	三三一、二〇七	一八、九六七	三五〇、一七四
陸軍省	一八一、二一九	三一、二九四	三一二、五一三
海軍省	一五二、一六六	一一、一四一	二六三、三〇八
司法省	三四、一七九	七三三	三四、九一三
文部省	一三一、八七四	一二、一七六	一四四、〇五〇
農林省	三一、三四七	二六、五八四	五七、九三一
商工省	五、二二三	六、一六四	一一、三七八
遞信省	二九七、八八四	四九、六一〇	三四七、四九四
拓務省	二、四八七	二七、二〇九	二九、六九七

由來、戰爭は文化の進展を阻害すると謂はれてゐる。右豫算面の數字は、その言葉をよく裏書してゐるものと謂ふことが出來やう。戰争といふ遇然の事件

に對する準備のために斯くも巨額の軍費を然も經續的に永年に亘つて投すると
いふことは、それだけの文化費の削減と見做せぬわけはないからである。

内外國債約六十億圓を有してゐる日本として、更に國民の擔稅能力極度に困
憊を感じてゐる日本として、十六億乃至十七億に達する毎年の國費は、財政上
甚だしく過重なる負擔であると謂はれてゐる。その過重なる國民負擔の約三割
は軍費がこれを占めてゐるのだ。豫算面から見た軍事費は、斯くの如く、少く
とも現在の日本に於ては、極めて不當なる割合を持続してゐる。これに向つて
何等かの制限を加へ、または加へやうとすることは、政黨の日常の標語である
「國民負擔の經減」といふ意味に於ても、極めて妥當な政策であると謂はなけ
ればならない。日本の、現前の財政的難局を開拓するには、この軍事費の輕減
は廢減税——特に消費稅の徹底的整理及び行政整理と共に、最も重要な役割
を演ずるものである。

一國の軍制といふものが、強烈なる國防意識の下に整備されてゐるものであ
る以上、今までのところでは、その軍備の縮小が單一の意志に基いて實現さ
れることを期待するは一種の夢想であらう。所謂假想國との對抗勢力の割合に
於て縮小するより外、實際上の期待を懸けることは極めて困難である。日本は
現實に過重なる軍事費の負擔に苦しんでゐるが、この軍事費に制限を加へなけ
ればならない、それは頗る事理明白な實情であるけれども、この假想國との對
抗勢力といふ一點に於て果し得ない。それが、非進歩的なまたは一部の戰爭道
樂者を除く一般の常識であらう。日本の如き極度の財政的難局に當面してゐな
い他の國に於ても、ぼう大なる不生產的國費の始末には頭を悩ましてゐる。出
來ることなら列國の對抗勢力の割合を低下したい。國家國民の競爭乃至衝突な
る現象が餘りに多すぎる。それは、今の人類が國家といふものをつくつて互に
對峙してゐる以上自然に起る姿であるかも知れぬが、戰争の悲惨なることは更

に甚だしい。出来ることなら戦争を止めたい。斯くの如き世界平和主義思想は

既に今日に於ける外交上の定石となつて來た。この定石に基いた政治的交渉の成果たるロンドン條約は、不完全にして物足らぬとは謂ひ得べきも、決して不當だとの非難を受くべきでないと私は信じてゐる。のみならず、私が冒頭に述べたが如き二類の國防意識——軍國主義國防意識及び非軍國主義國防意識の中間に在つて、政府がこれだけの會議的成果を收め得たことは、政治的交渉の成功と見做すべきだと私は思つてゐる。然るにも拘らず世の一部から兎角の批判を受けてゐる。軍令部の越權行爲に因を發してゐる國民の國防的認識の錯誤に基く非難がそれだ。

第一部 軍國主義國防意義の克服

第一 統帥權問題の重大性

私は、前段の頭初に於て、ロンドン條約の成立に對して、日本の讓歩が重大なる批判を受けてゐると述べた。併しながら、私は、刻下政爭の具に供せられてゐる統帥權問題を指して必ずしも斯く云ふのではない。厳格に謂へば、所謂統帥權問題とロンドン條約に對する批判とは別個のものでなければならない。國防上の認識的錯誤に基く批判が、やゝもすれば國民の腦裡に國防上の不安を釀成せしめ且つこれを強制するが如き傾向あることを世界平和と日本の將來の國際的處置のために憂へざるを得ないのだ。私が重大なる批判と稱するものは實にこの種の議論に在る。然るにこの「重大なる批判」がはからずも海軍軍令部の帷帳上奏後の無責任なる放言に基き、一層強調せらるるに至り、且つ微妙な

る政争の具に供せらることを看取するに及んで、一應統帥權問題に論及するの必要なることを痛感するのである。

所謂統帥權問題なるものの眞相は、新聞紙の傳ふるところによると、日本全權の最初からの主張であつた我海軍力の對米七割及びその他の要求は、海軍々令部の上奏により軍事參議院に諮詢せられて親裁されたところで、海軍々令部はあくまでその要求を固執し、絶対に動かすべがらざるものであることを主張したに拘らず、内閣は全權の申請に係る妥協案を容認することを決し、御裁可を得てその旨全權に回訓した結果條約案の成立を見たが、その際内閣の採れる行爲が即ち統帥權干犯だと謂ふにある。

茲に私は統帥權問題の法律的解釋を試みやうとするものではない。寧ろこの問題に據つて派生する政治的價値の重大性を指摘しやうとするにある。

政府の行爲を以て、統帥權の干犯であるとなす論據は、要するに政府が帷幄

參畫の責務を有する軍令部長の意見を無視したといふにある。併しながら、海軍々備の制限並に縮小は、その本質に於て憲法に規定するところの「軍の編制及び常備兵額」に該當するものであつて、直接には統帥權と無關係の事項である。假りにそれが統帥權に關する事項であると見做しても、憲法に國務大臣の輔弼範圍に關し何等の制限を設けない以上、當然國務大臣の責務に屬するものと私は信する。況んやロンドン條約の規定することが純然たる編制問題である以上、國務大臣に於て専らその責に任すべきであることは論を俟たない。然るを憲法上の機關にも非ざる軍令部長を以て國務大臣と同等或はそれ以上の職責を有するが如く取扱ひ、軍令部の反対意見無視を以て統帥權の干犯なりとするが如きは、認識的錯誤に基く謬論なりと謂はざるを得ない。卒直に謂へば「帷幄の機務に參じ國防、用兵に關することに參畫し、親裁の後これを海軍大臣に移す」權能を持つ軍令部長は、大元帥の機關であつて、國家の政治意志を決定

しその行用を律する機關ではないのである。これは憲政の常識でなければならぬ。

それにも拘らず統帥權の干犯云々が論じらるるに至つたのは、要するにこれを論する者に憲法と條例の輕重、内閣輔弼と帷帳參畫の截然たる法的區別が解つてゐないためであると見られてゐる。この見かたは決して不當なものではない。併しながら、私は、斯くの如き謬論がまことしやかに論せらるるに至つたことに就て他に更に重大なる因由のあることを見のがすことが出来ないのである。即ち、明治以來の日本の歴史が、事實上必要以上の勢力を軍閥に持たせたため、それが恰も憲法に依つて保證されたる權力であるかの如くに見られ假面をかぶれる帝國主義の利用するところとなり、遂には軍部を政治の分野にまで驅り立てるに至つたことである。統帥權問題は決して今日はじめて起つた問題ではない。日本の憲法政治のがんしゆである。このために日本は從來二重外交の國と見做されてゐた。帷帳上奏問題はしばく内閣を倒壊に導いた。世

界をして日本の平和主義を疑はしむるものは實に茲に在る。日本の平和主義の宣揚及び政黨政治確立の根本問題は、如何にしてこのがんしゆを取り除くかになければならない。従つて議會に於ける反對黨が、「米國案を骨子とする兵力量に同意出來ない」といつて所謂國防の安全が期せられず且つ國防不安の責任をとること能はざるの意を放言した軍令部長の、輕卒不謹慎その職責に欠くるところあるを責めずして、専ろ政府の責任を問ふが如き傾向あるは、憲法政治將來のために取らざるところである。斯くの如きは、政黨政治をして軍門に降服せしむるものでつて、それは明かに政黨の自殺である。

ロンドンの軍縮協定は、元より外國との折衝に依り、國際的に各々の國防力を協議した上で制限されたものである。これがために既定計畫を多少變更することになつても、これを直ちに統帥權干犯に結びつけ、ことさらに責任内閣制度の權限及び範圍を限局することは出來ない。統帥權が上御一人にあり、軍令

部には帷帳上奏に依つて御裁可を賜はるわけであるが、同じく軍縮協定に就ても、内閣は國際事情及び國內の實情を委細奏上して、而して後回訓を發してゐるのであるから、その間に甲乙輕重をつけ、斯くの如き問題を擔ぎ出すことはいづれの方面から見ても憲法の精神に背戻し、國家政務の統制を紊らんとするものである。政黨政治が確立するにつれて、軍閥の牙城は次第に崩壊しつつあることは事實であるが、この謬論は、今や樞密院を促して斯くの如き時代錯誤の主張に共鳴せしめ、ひとり軍縮協定にぬぐふべからざる陰影を投するのみならず、延いて憲政の正常なる發達を阻害し、陸海軍縮に關する國民輿論の趨向をも妨げやうとしてゐることは、見のがすことの出來ない重大問題でなくてはならない。濱口首相にしてその標語の如き「**強き明るき政治**」を行はんとし、且つ民政黨が議會中心主義の本領をして光輝あらしめんとするならば、内閣の運命を賭してもこの憲政のがんてゆを切り取ることに邁進すべきである。濱口

首相等は曾て樞密院の改革をさへ提唱した。その閣員たる江木翼氏の如きも先年「軍閥問題」と題して「わが國の制度並に實際の上に於て、軍務なる事柄は普通一般政務とは獨立して別個の區劃をなし、別個の活動をなし、普通一般政務の監督を受けない場合がある。斯くの如き制度、斯くの如き事態の下にある一般國民に、一日も早くこれ等の制度事態を改善し、これ等の制度事態に依つて受くる國家の累を削減しなければならぬ」と論じてゐる。普選第二回の總選舉に於て壓倒的勝利を占めた濱口内閣が、眞に國民の信認と期待に酬いんとするの意あらば、速かに卒直且つ明快にその所信を披瀝して國民の判断を求むべきである。この問題に對して、苟にも怯懦に陥らんか舉黨自らその墓穴を堀るに至るべきは必然の運命たらざるを得ない。

一方、統帥權問題を提げて政府に肉薄する政友會にも、私は深甚なる省慮を求めて已まぬ。その動機が陋劣なる敵本主義に出でてゐるか否かは私の問ふと

ころでない。併しながら、先年その領袖大岡育造氏をして、議會に於て「憲政治下に帷幄上奏なるものあり、總理大臣もこれに與ることを許さず。行政内閣の外に帷幄あり、隨意に國庫負擔をも増加して憚らざるが如き、列強をしてわが國の平和主義を疑はしむるものなり」として軍閥にてう戦せしめ、當時大岡氏とくつわを並べて兵役年限の短縮、軍備縮小の大旗をかけ、國民黨を率ゐて軍閥攻撃の鼓を鳴らした犬養氏を總裁にいたたく政友會が、その光輝ある反軍閥の歴史を無視して、軍閥の不當なる權力の存續を肯定するかの如き態度を曉むるとき、私は轉た黨争亡國の永嘆を禁じ得ない。

それにしても軍閥が斯かる不當の權力を主張し、これを支持するが如き一半の思想的本流は何れにあるか。それは、國防は軍備に依つて全格的の支配を受けるとなす固陋なる認識にその源を發してゐる。私は假りにこれを軍國主義國防意識——帝國主義國防意識——と名づける。這般の問題は窮屈するところこ

の軍國主義國防意識の克服に俟たざれば根本的の解決を期待し難い。

第二 軍國主義國防意識の克服

由來、一國の軍制に關して、直ちに想起せらるゝところのものは國防といふ觀念である。日本が逐次の軍備制限會議に於て、常に「國防の安全」または「國防の充實」を力説してやまないのは、國防がその有する軍備の下に全格的の支配を受けることの簡直なる説明に外ならない。國防とは、國際間の權利または利益を、不法に侵害せられざるの保障である。未だ幼稚なる國防觀念に於ては國防は、單なる領土的防衛手段と考へられてゐるにすぎなかつた。蓋し、國家なるものが、戰勝に依つて獲得された領土の上に建設されてゐたから、從つてその領土への他國軍團の侵入は直ちに國家の顛覆だと考へられてゐた。この時代に於ては、軍閥は絶大的の權力を握つて國家を左右した。一國の政府は、軍閥の走狗であつた。國防即軍備なる觀念の最も強固なる時代はこの時代である。

然るに現代の國際觀念に於ては、國防は單なる軍備に依る防衛手段から一步

轉開されて、國際正義といつたやうなものがその目安になつて來た。國際正義は無形の軍備である。直接軍團の出動に依つて、占領または防衛せられてゐた領土または國家は、此處に明かに新形式の觀測の上に立たなければならない。國家が、必ずしも、自國の有する軍團にのみ防衛を委任するの危險、及び、軍事行動に基く領土的野心の充塞の危險が一致せざるものに非ざることを感得しつゝある理由はそこにある。従つて、戰爭の形式乃至狀況は自から揚棄せられざるを得ない。世界の資本主義が成熟するに伴つて國際事情も亦複雜を極めて來る。戰爭がその終局まで二國間のみに限局されるといふことは考へられない。讀者はバルカンが何故に世界大戰を惹き起したかを知つてゐると同時に、スイスが一兵も有せずして如何に國防の安全を享受してゐるかを知らねばならない。この新らしい觀念の下に於ては、軍備即國防なる全格的被支配觀念は、當

然清算せらるべき運命にある。この秋に當つて依然として舊式國防觀念——軍國主義國防意識の陳營にばん居して世界に眼を開かざるが如きは、反對に國防を不安ならしむる所以である。軍國主義國防意識が、大手を振つて世界を歩き得た時代に於ては、所謂軍備の充實のためにには國家の財政の擔當力を無視することが出來た。國民は軍國主義の旗の下に、本願寺の門前に群る善男善女の如く「戰勝の榮光」に統一され、自己の擔稅力の數倍を戰爭のために奉仕した。併しながら、世界の動きは、これ等の善男善女の何割かに戰爭不法主義を注入するに至つた。凡ての人民は、戰争の凄惨なる害悪にめざめやうとし、今やその薄明地帶を彷徨してゐるのである。軍國主義第一の時代には當然のものであつた國防は、既に軍備の全格的支配を受けるものではない。以上は

既に、國防が、その有する軍備より全格的の支配を受けるものでない以上は

軍備と國防との實在關係も亦自から革まらざるを得ない。一國の權利々益に關する政治的交渉は、戦争までの置石にすぎぬ。最後は戦争より外に方法がないとする軍國主義的主張は、少くとも明日に處する考へではない。軍備縮小の目標乃至理想が何れにあるやを識るものにとつては、必ずしも戦争は第一義的のものではない。寧ろ、政治的交渉を以て第一義的のものとする。政治的交渉ほどのではない。國家及び國民を戦争から防衛する。然るに、時として軍事専門家や軍國主義者等は、政治的交渉は、必ず強力ぼう大なる軍團を背景とするに非ざれば、効果的ではないと主張する。併しながら、それは、事は暴力に依らずんば解決し得るものではないとの認識的誤謬を根底とする主張である。暴力に依つて勝を制することが、必ずしも窮屈の勝利たるを得ないと同時に、暴力は、常に眞理の前に征服される、

然るに、從來の觀念に於ては、戦争には理由があるから、従つて單なる暴力

とは自からその性質を異にするとせられてゐた。政治的交渉を以てしてはらちがあかない、だから武力に訴へるのだ。といふのがその主たる理由なのである併しながら、それは、らちがあかないのではなく、らちがあく以前に、戦争を仕かけた方がその「政治的交渉」を投げてしまつたのである。近世に於て行はれた戦争は、主に斯くの如き種類のものであつた。より以前の戦争には、頭初から理由もなく、戦争を起してしまつてから所謂政治的交渉に移つた。

この時代の戦争は、性質に於て單なる暴力と何等の相異はなく、従つて政治的交渉の成否に拘らず、強力なる軍團——多數の戦鬪員——を有することが勝利を決定した。即ち軍團の下にその全格的支配を受てゐたのである。現代に於ては、政治的交渉に満足すべき期待を有せざる場合といへども、「出来るなら戦争を避けたい」との希望は、戦争を道樂の如くに心得てゐる人々か、または戦争の惹起に因つて利益を占めやうと考へてゐるエゴイスト以外に、極めて根強く

働きかけてゐる。従つて、交渉の成否は、多數の軍團を準備して置くことよりは、交渉主體たる政府が、この時代意識を、はつきりと認識してゐるか否かに懸つてゐる。

斯くの如き新たなる觀念の下に於ては、財政的因難におびやかされながら、多數の軍團を、然も舊時代の意識の下に維持して行くといふことは、寧ろ必要以上の努力であると謂はなくてはならない。

アメリカ訪問の際に於けるマクドナルドのメッセージも單なる芝居氣より出でたものとも考へられなければ、ケロツグ、ブリアンの間に取りかはされた最初の不戰應答も、まんざらの餘太とも考へられぬ。一九二八年に、各列強の間に締結された不戰條約も、調印しなければ後がうるさいからといふやうなものではなかつたと信ずる。何れも、戦争といふものに對する新たな觀念の上に立つて、漠然としてはゐるけれども、その支配を受けてゐると見ることは、必

すしも不當ではないのである。こうした世界平和主義の潮流の中につつて、必要以上の努力のために——必要以上の多數の軍團を維持するために——寧ろ無謀に近い豫算を計上しなければならぬといふことは、そのこと自體が既に不當であると見ることが出来る。

今や正しく軍國主義國防意識の清算を要請するときである。政黨は、軍國主戰國防意識克服の大旗を押し立てて軍閥にてう闇すべきである。

軍國主義者等は曾てロシアの東漸政策を粉碎したことと誇り、太平洋から獨逸の勢力を驅逐したことと謳歌し、此處に再び列國の太平洋政策の如何に日本を威嚇せしむるものであるかを強調して彼等の所謂「原則保持の必要」なる所以を説いて止まない。然もその威嚇なるものが日本の卒先的縮小とその列國への強調に依つて充分緩和されるものであるとの説明を與へやうとしない。

なるほど、帝政時代のロシアの極東政策が、東洋の平和に重大なる危機を與

へた時代は、軍備の擴張が必要であつたかも知れない。獨逸の大帝國主義が世界の平和に危険を及ぼした時代は、その時代の國防的必要があつたかも知れない。勿論、現前の國際的情勢の下に於ても、この「國防」なる觀念を抹殺し得る條件を具へてゐるわけでもない。併しながら、それ等の理由を以て、軍備の縮小が不可能であるとどうして斷言し得やう。のみならず、國民は、この上の、然も永年に亘る巨額の重稅の負擔には精根を切らさうとしてゐる。

軍備縮小の理想とするところは、戰爭を一掃するにある。決して戰爭を小規模にするといふ觀念であつてはならない。列國が、不要の巨大な軍團を擁することは、國際的に多分の危険を潜めてゐるばかりでなく、人間と資源の無意味な消費がある。

這般のロンドン條約は、こうした意味を多分に含んで成立したものと私は見る。もし協定が不成立に終り、再び無制限な製艦競争が行はるものとすれば尚ほわれ／＼はその成立を喜ばねばならぬ。同時に、日本の最初からの主張がそのまま貫徹せらるを得なかつたことをとがめて、該協定が失敗であるとなし、甚だしきに至つては、國防の安全を期待し得ぬかの如き主張に對して、われ／＼はその本流をつきとめることを忘れてはならない。國民を驅つて軍國主義の下に統制しやうとする危険と謬見を克服せねばならない。

第二部 結語

時代は、形式的縮小に始まり實質的擴張に終つた専門家的科學的縮小時代を距れて、根本的政治的縮小時代に這入つて來たのだ。換言すれば、從來の軍縮觀念は、槍の代りにキリを立べるやうな科學的縮小であつたのだが、時代の趨勢に基く軍縮の觀念は、槍の穂先をタンポにしやうとするにある。顧れば、軍備縮小會議なるものに、大きな期待を懸けることは未だ早計であるかも知れな

い。併しながら、列國當局がこうした空氣を理解してゐるか否いかに依つて縮小の實績は左右されるのである。

軍備の政治的縮小は、先づ自ら縮小の準備と誠意とを以て假想國にこれを強調するが、軍國主義國防意識に發する科學的縮小は、假想國に一矢も酬ひず、ひたすらそれとの對比勢力の保持を主張する。前者は積極的縮小であるが、後者は消極的擴張を意味する。何となれば前者は縮小を豫定して相手方に當面するが、後者は相手方の保有勢力を基本として、これに對抗しやうと努力するからである。従つて、當方は現有勢力を半減しやうと思ふが貴國もさうして貰ひたいと主張する政治的縮小は可能であり、同時に、實質的な効果を擧げることが出来るけれども、ひたすら相手方の勢力に追隨してその比較勢力の保有にのみ專心する科學的縮小には、決して縮小の徹底を期待することは出來ない。専門家の科學的打算に基く技術的縮小は、軍縮本來の意義に極めて縁が遠いのである。

近世の國際事情は、優越國をつくることを許さない。且てロシアは權勢をほしいままにしやうとして碎折した。獨逸は世界の優越國たらんとして水泡に歸した。

日本が軍國主義の統制の下に優越國たらんとするこの危険もとより知るべきのみ。

巷間傳ふるところに依ると、日本の極右からは、近き將來に於て戰爭の止むべからざる主張が放たれてゐると謂はれてゐる。私は、これを軍國主義國防意識の強調の假面だと見てゐる。また他の一部を爲してゐる極左は、われ關せずの態度の下に、暗に戰爭の惹起を待てるものの如き傾向ありとも謂はれてゐる。私は、これを社會革命の切迫を期待する敵本主義に出發した考へ方だと見てゐる。而して多々益々軍國主義國防意識の克服を痛感せざるを得ない。

329
400

昭和五年五月十九日 印 刷
昭和五年五月二十日 發 行

(定價金二十銭)

著作者 細 川 進 一
發行者

中 島 政 義

東京市外戸塚町下戸塚五二八

印刷所 學文路社印刷部

東京市外戸塚町下戸塚五二八

發行所 學 文 路 社

